

運 免 第 1 0 7 0 号  
令 和 3 年 2 月 2 5 日

交 通 部 内 所 属 長 殿  
各 警 察 署 長

交 通 部 長

仮運転免許に係る取消処分の事務取扱要領の制定について

現在、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、政府を挙げて、国民や事業者等に対する押印又は署名（以下「押印等」という。）を必要とする規制の見直しを行うこととしている。

仮運転免許の取消については、「仮運転免許に係る取消処分の事務取扱要領の制定について」（令和2年6月23日付け運免第832号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、様式押印等を廃止し、別添のとおり「仮運転免許に係る取消処分の事務取扱要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

担当：運転免許課行政処分係

## 仮運転免許に係る取消処分 of 事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消処分に関する事務を円滑かつ適正に行うため必要な事項について定めるものとする。

### 2 仮免許の取消し

公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第106条の2の規定により、仮免許を受けた者が、一定の病気にかかったり、法令違反等をしたときには、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)で定められた基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

### 3 仮免許の取消基準

別表「仮免許の取消基準」のとおり。

### 4 取消権者

仮免許の取消しは、青森県公安委員会が行う事務であるが、法第114条の2及び青森県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年青森県公安委員会規則第9号)により、青森県警察本部長（以下「本部長」という。）にその事務が委任されていることから、本部長が取消権者となる。

また、青森県警察本部処務規定(昭和38年本部訓令甲第8号)別表第1により運転免許課長の専決事項となっている。

### 5 取消対象者を発見した場合の措置

(1) 別表「仮免許の取消基準」の1に該当する仮免許を受けた者を発見又は認知した警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は交通事件を管轄する所属長(以下「警察署長等」という。)は、運転適性検査業務取扱規則(昭和42年青森県公安委員会規則第2号)様式第1号「臨時適性検査該当者発見報告書」を作成し、速やかに運転免許課長を経由して本部長に報告すること。

(2) 別表「仮免許の取消基準」の2から5に該当する仮免許を受けた者を発見又は認知した警察署長等は、「仮免許取消事案発生即報」(別記様式第1)により、運転免許課長に即報すること。

その際には、「仮運転免許取消事案発生即報」(別記様式第1)の「⑩弁明の要旨」欄に、当該仮免許を受けた者が、仮免許を取り消されることとなった場合の弁明を録取すること。

なお、この場合の弁明の録取は、行政手続法(平成5年法律第88号)に規定されている弁明の録取と異なり、法定要件ではないが、適正な処分執行を行うための事実行為として行うこと。

### 6 取消しの決定

(1) 上記5(1)に係る報告を受けた運転免許課長は、病状調査や臨時適性検査の結果等を検討し、仮免許の取消しの要否を決定すること。

(2) 上記5(2)に係る者に係る報告を受けた運転免許課長は、事案内容を検討し、仮免許の取消しの要否を決定すること。

(3) 別表「仮免許の取消基準」の6に該当する仮免許を受けた者を把握した運転免許

課長は、該当することとなった理由を吟味し、仮免許の取消しの要否を決定すること。

## 7 取消処分の執行要領

- (1) 仮免許の取消しを決定した運転免許課長は、被処分者に「仮運転免許取消処分通知書」(別記様式第2)を交付し、処分を執行すること。

また、「仮運転免許証返納届」(別記様式第3)により、被処分者から仮運転免許証(以下「仮免許証」という。)の返納を受けること。

なお、仮免許の取消処分は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「不服審査法」という。)の規定に基づく審査請求の対象となることから、その旨を確実に教示すること。

- (2) 運転免許課長は、「仮運転免許取消処分通知書」(別記様式第2)の交付による取消処分の執行及び「仮運転免許証返納届」(別記様式第3)による仮免許証の返納について、警察署長等に依頼することができる。

この場合、依頼を受けた警察署長等は、仮免許の取消処分の執行状況について、「仮運転免許取消処分執行報告書」(別記様式第4)に関係書類を添付し、運転免許課長を経由して本部長に報告すること。

## 8 他都道府県居住者に対する対応

運転免許課長は、上記5(1)及び(2)の報告に係る仮免許を受けた者が他都道府県居住者である場合、その者の住所地を管轄する都道府県の行政処分担当課長に、速やかに当該事案内容を通報すること。

## 9 他都道府県から通報があった場合の措置

他都道府県の行政処分担当課長から、仮免許の取消しに係る通報を受けた運転免許課長は、速やかに当該事案内容を検討し、仮免許の取消しの要否を決定すること。

仮免許の取消しを決定した場合は、上記7の要領で処分を執行すること。

## 10 留意事項

- (1) 仮免許の取消しに該当することとなった者が、第一種又は第二種運転免許(以下「本免許」という。)を現に受けている場合、当該本免許についても取消し又は効力の停止処分を行うこととなるので、所要の手続を速やかに行うこと。

また、本免許の取消し又は効力の停止処分を受けた者が仮免許を現に受けている場合、その仮免許により自動車の運転の練習を行うことが可能になるという不適切な行政許可を防ぐため、当該仮免許の取消処分を速やかに行うこと。

- (2) 仮免許の取消処分は、法第113条の2の規定により行政手続法に規定される事前手続きの適用除外となっており、かつ、法第104条及び第104条の2に規定する意見の聴取及び聴聞の対象から除外されているが、不服審査法に基づく審査請求の対象となることに留意すること。

## 別表

## 仮免許の取消基準

	取 消 基 準	法 的 根 拠	備 考
1	一定の病気にかかっていること、身体の障害が生じていること及びアルコールの中毒者であることが判明したとき。 例示 ○ 統合失調症 ○ てんかん ○ 認知症 ○ 目が見えなくなった場合 ○ アルコール依存症	法第106条の2第1項 法第103条第1項第1号から第3号 令第39条の3第1項第1号	法第103条第1項第1号に該当する場合で、6月の間自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないと認められる場合を除く。
2	違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死傷させ、又は建造物を損壊したとき。	法第106条の2第1項 法第103条第1項第5号、第2項第1号 令第39条の3第1項第2号	
3	次の違反行為をしたとき。 ○ 救護義務違反 ○ 酒酔い運転 ○ 過労運転 ○ 酒気帯び運転 ○ 無免許運転 ○ 共同危険行為等禁止違反 ○ 速度超過違反(30km/h以上(高速道路等は40km/h以上)) ○ 積載物重量制限超過違反(大型、中型、準中型、大型特殊自動車で10割以上) ○ 緊急自動車無資格運転 ○ 仮免許運転違反 ○ 妨害運転(著しい交通の危険) ○ 妨害運転(交通の危険のおそれ) ○ 携帯電話使用等(交通の危険) ○ 無車検車両運行 ○ 無保険車両運行	法第106条の2第1項 法第103条第1項第5号、第2項第3号、第4号 令第39条の3第1項第3号	
4	令別表第4に係る ○ 重大違反唆し等 ○ 道路外致死傷 をしたとき。	法第106条の2第1項 法第103条第1項第6号 令第39条の3第1項第4号、令別表第4	
5	令別表第5に係る ○ 道路外致死傷で故意によるもの ○ 危険運転致死傷 ○ 過失致死傷アルコール等影響発覚免脱 をしたとき。	法第106条の2第1項 法第103条第1項第7号、第2項第2号、第5号 令第39条の3第1項第4号、令別表第5	
6	臨時認知機能検査不受検、臨時高齢者講習不受講、診断書提出命令違反又は臨時適性検査不受検に該当したとき。	法第106条の2第2項 令第39条の3第2項	自ら臨時適性検査を受けたい旨の申出があった場合(令第37条の7第1号)又はやむを得ない理由がある場合を除く。

- 注 1 「法」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)を、「令」とは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)をいう。
- 2 「臨時認知機能検査不受検」とは、法第101条の7第2項の規定により通知を受けた者が、同条第3項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けない場合をいう。
- 3 「臨時高齢者講習不受講」とは、法第101条の7第5項の規定により通知を受けた者が、同条第6項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けない場合をいう。
- 4 「診断書提出命令違反」とは、法第102条第1項から第3項までの規定により診断書提出命令を受けた者が、当該命令に違反した場合をいう。
- 5 「臨時適性検査不受検」とは、法第102条第6項の規定による通知を受けた者が、同条第7項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けない場合をいう。

別記様式第1

決 裁 欄	署(隊)長	副署(隊)長	交通官	課長	係長										
						本部受理番号									
仮運転免許取消事案発生即報															
発信年月日	年 月 日 午 前後 時 分					事件番号									
発信者	署(隊)					受信者	運転免許課								
被 処 分 者	① 本籍														
	② 住所														
	③ 氏名				性別	男女	④ 生年月日 年 月 日生 ( 歳)								
	⑤ 職業														
	⑥ 仮免許証	種別	大型	中型	準中型	普通	番号								号
	年 月 日 都道府県警察本部長交付														
	⑦ 本免許種	第一種 免許											第二種 免許		
	第 — 号 年 月 日 公安委員会交付														
⑧ 違反車	自動車登録(車両)番号 車種 使用者(所有者)														
⑨ 発生日時	年 月 日 午 前後 時 分頃														
⑩ 発生場所	路線名														
⑪ 法令違反の概要	----- ----- -----														
⑫ 交通事故の概要	----- ----- ----- ----- -----														

被害者	⑬ 住所・氏名 年齢・職業	住所										氏名	男・女	職業									
	⑭ 被害状態	<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両の運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両の同乗者 <input type="checkbox"/> その他																					
	⑮ 被害状況	死亡名	治療日数計	建造物損壊	⑯ 不注意の程度		違反者	重い・軽い															
	負傷名	日	円			被害者	重い・軽い																
同乗指導者	⑰ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	氏名											生年月日	年	月	日生							
	⑱ 運転免許	一種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	二	大	中	普	大	けん	仮	大	中	準	普
			型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	種	型	型	通	特	引	免	型	型	中型	普通
	第	— 号										年	月	日	公安委員会交付								
弁明の要旨	⑲ 1	この事故（違反）について、私の不注意（違反）な点は、																					
	2	相手側の不注意（違反）な点は、																					
	3	したがって、私はこの事故（違反）については																					
他県通報	発信年月日	年 月 日 午前・午後 時 分																					
	発信者	運転免許課長	発信取扱者	受信者											受信取扱者								
	出頭期日	年 月 日 午前・午後 時 分																					
	出頭場所	県 警察署																					
	出頭理由	年 月 日の事故・違反 による仮免許の取消処分に該当するため																					
備考																							
処分結果	処分内容	処分年月日										取扱署（隊）					執行取扱者						
	処分・不処分	年 月 日																					
	仮免許送付年月日	年 月 日																					

# 仮運転免許取消処分通知書

下記理由により、あなたの免許を取消したので通知します。

年 月 日

青森県警察本部長

印

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
免許証の番号	第 号 年 月 日 青森県警察本部長交付		
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通		
処 分 理 由	処分の根拠法条	<input type="checkbox"/> 道路交通法第106条の2 第1項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第106条の2 第2項  <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第39条の3 第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号  <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第39条の3 第2項	
	違反行為等の 発 生 年 月 日	年 月 日	
	違反行為等 の 種 別		

# 教 示

- 1 この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。





年 月 日

## 仮運転免許取消処分執行報告書

青森県警察本部長 殿

警察署(隊)長

下記理由により、下記の者の仮運転免許の取消しを執行したので添付の上報告する。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
免許証の番号	第 号 年 月 日 青森県警察本部長交付		
免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通		
処 分 理 由	処分の根拠法条	<input type="checkbox"/> 道路交通法第106条の2 第1項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第106条の2 第2項  <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第39条の3 第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号  <input type="checkbox"/> 道路交通法施行令第39条の3 第2項	
	違反行為等の 発 生 年 月 日	年 月 日	
	違反行為等 の 種 別		